

○平戸文化センター条例

平成18年3月31日

条例第11号

改正 平成24年3月22日条例第1号

平成26年3月25日条例第6号

平成31年3月25日条例第2号

令和元年6月21日条例第1号

令和2年3月23日条例第2号

平戸文化センター条例（平成17年平戸市条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 伊万里・北松地域広域圏の文化とスポーツを通じ、圏域住民のコミュニケーションの場に資するため、平戸文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、平戸市岩の上町1529番地とする。

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（一部改正〔令和元年条例1号〕）

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用許可その他センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（一部改正〔令和元年条例1号〕）

（休館日）

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（一部改正〔令和元年条例1号・2年2号〕）

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず開館時間を延長し、又は短縮することができる。

（一部改正〔令和元年条例1号〕）

（利用許可）

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(入場又は利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入場を拒否し、又は前条の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (4) 前3号のほか、管理運営上支障があると認めるとき。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(利用料金)

第9条 第8条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含む。)の額は、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用の許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(利用者の義務)

第13条 利用者は、その利用に係るセンターの施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(特別の設備等)

第14条 利用者は、センターの利用に当たって、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、

又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用許可の条件又はセンター職員の指示に従わないとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項の取消し等により生じた損害については、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その利用を終了したとき又は前条第1項の規定により利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに、自己の負担により施設、附属設備等を原状に復さなければならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(事故報告)

第17条 指定管理者は、センターにおいて事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(個人情報取扱い)

第18条 指定管理者は、センターを管理するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(損害賠償等)

第19条 利用者は、センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 利用者の責に帰すべき理由により人身事故が生じたときは、これに係る一切の責は、利用者が負わなければならない。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和元年条例1号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の平戸文化センター条例（平成17年平戸市条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相

当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 文化センター専用利用料金

区分	利用区分 名称及び室名		午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時から
			から午後 12時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	午後9時まで
基本 利用 料金	大ホ ール	平日	円 14,300	円 20,900	円 23,100	円 35,200	円 44,000	円 58,300
		土・日・ 休日	18,700	27,500	29,700	46,200	57,200	75,900
	中ホ ール	平日	4,400	6,600	7,150	11,000	13,750	18,150
		土・日・ 休日	5,500	8,800	9,350	14,300	18,150	23,650
		会議室A	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		会議室B	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		会議室C	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		楽屋A	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		楽屋B	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		楽屋C	550	660	770	1,210	1,430	1,980
		楽屋D	550	660	770	1,210	1,430	1,980
		主催者事務室	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
		リハーサル室	1,100	1,650	1,760	2,750	3,410	4,510
割増 利用 料金	1 利用者が入場料を徴収して利用する場合は、次に定める割合で算出した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算出する。 (1) 500円以上1,000円未満 50パーセント (2) 1,000円以上3,000円未満 80パーセント							

(3) 3,000円以上 100パーセント
2 入場料を徴収しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として利用する場合の利用料金は、基本利用料金の150パーセント（ただし、平戸市内居住者は、100パーセント）を加算した額
3 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、1時間につき当該利用区分に係る基本利用料金の30パーセントに相当する額

備考

- 1 基本利用料金の「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- 2 附属設備等を利用する者は、別に定める利用料金を併せて納入しなければならない。
- 3 アマチュアスポーツで入場料を徴しない場合は、大ホール及び中ホールに限り、規定の利用料金の2分の1とする。
- 4 準備又は後片付けに係る利用料金については、規定の利用料金の3分の1とする。
- 5 超過又は繰り上げて利用する場合において、30分以上は1時間とみなし、30分未満は切り捨てる。
- 6 利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属設備利用料金

名称及び室名		利用料金
冷暖房（1時間につき）	大ホール	5,500円
	中ホール	2,200円
	会議室A	550円
	会議室B	550円
	会議室C	550円
	楽屋A	220円
	楽屋B	220円
	楽屋C	220円
	楽屋D	220円
	主催者事務室	220円
	リハーサル室	220円
	大ホール調光室	220円
	中ホール調光室	220円
舞台・音響・照明等の附属設備	名称及び利用料金の額は、規則で定める。	

3 練習利用料金

区分	利用料金
舞 台	大ホール 1時間につき 550円
	中ホール 1時間につき 330円
バレーボール バスケットボ	1面（2時間）につき小中学生 550円（1時間増すごとに160円） 高校生 1,100円（1時間増すごとに330円）

ール		一般 1,650円 (1時間増すごとに550円)
バドミントン	1面 (2時間) につき	小中学生 110円 (1時間増すごとに50円) 高校生 330円 (1時間増すごとに160円) 一般 660円 (1時間増すごとに330円)
卓球	1台 (2時間) につき	小中学生 110円 (1時間増すごとに50円) 高校生 220円 (1時間増すごとに110円) 一般 440円 (1時間増すごとに220円)
その他の練習 利用料金	1人1回につき	小中学生 30円 高校生 50円 一般 110円

備考 時間を超過した場合において、30分以上は1時間とみなし、30分未満は切り捨てる。